

令和6年第7回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月5日（金） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時45分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	舩木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明（欠席）	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

16番 山縣 由明

6. 議事録署名者

17番 吉田 米治 18番 奥田 一成

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	梶川 修	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 査	山根 賢志
主任技師	小林 孝次		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 特定農地貸付けの承認申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和7年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 令和6年度第2回地区協議会の日程について
- (2) 令和6年7月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第7回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は、16番山縣委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。17番、吉田委員、18番、奥田委員よろしくをお願いします。

なお、本日は総会終了後、委員親和会の総会と令和7年度市農政に関する意見書の意見書検討班による検討会がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、20件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の20件について説明します。議案の3ページから7ページをご覧ください。

1番、2番の申請地は共有地であり、譲受人が共有持分を取得し、単有とするものです。共有者と別々に所有権移転の話をしていたため、2件の申請となったものです。そのため、地積の集計は同一の申請地ではありますが、2件分を計上しています。

3番、6番から9番、18番、19番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

4番、10番、13番、14番、16番、17番、20番は、新規就農するために取得するもので、それぞれヤマモ、サトウ、ゴボウ、白菜、キュウリ、ダイコンなどを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

5番、11番、12番は、父から子に生前贈与のため所有権移転するものです。なお、5番、11番は、同一農家世帯です。

15番は以前、所有していた農地を買い戻し、営農を再開するため申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の20件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、2番、溝口委員。

溝口委員

5番、溝口です。1番と2番は、去る6月17日に福島委員、事務局職員2名で現地を確認しました。きれいに耕作されており問題ないと思います。

議 長

3 番から 6 番、上垣内委員。

上垣内委員

6 番、上垣内です。3 番から 6 番は 6 月 19 日に浅元委員、事務局職員 2 名と現地を確認しました。

3 番は、87 歳から 87 歳に所有権移転ということですが、譲受人は年を取られていても、JA の直売所に出荷されていて、非常に頑張っており、問題はないと思います。

4 番の申請地は、現在休耕で、譲受人は新規就農するため頑張っています。所有権移転については、問題ないと思います。

5 番は、父から子への生前贈与のため所有権移転するもので、問題ないと思います。

6 番は、譲渡人は高齢になったので、譲受人へ所有権移転し、経営規模を拡大しようとするものです。問題ないと思います。

議 長

7 番、8 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。7 番、8 番は 6 月 18 日に岩重委員と事務局職員 2 名と現地の調査を行いました。

7 番の申請地は保全管理されており、譲渡人は高齢で地区外に居住のため、今後、農地の管理及び耕作が出来ないことから、この地区の担当の下中推進委員の仲介により、以前から規模拡大を希望していた譲受人に所有権移転するものです。申請地は適正に管理されており、来年からは水稻の作付けを行う予定です。問題ないと思います。

8 番の申請地も保全管理されており、譲渡人は関東に居住されており、今後耕作や管理が出来ないため、譲受人に所有権移転するものです。譲受人の自宅の近くであり、経営規模拡大し、申請地をブルーベリー、ウメ、イチジク等の果樹栽培を予定しています。8 番も問題ないと思います。

議 長

9 番、下谷委員。

下谷委員

9 番、下谷です。9 番の案件について、6 月 18 日に佐藤委員と事務局職員 2 名で現地調査をしました。適正に管理されている農地で問題ありません。

議 長

10番、沼田委員。

沼田委員

12番、沼田です。10番は6月18日に事務局職員と現地を確認しました。高畠委員は所用のため、後日調査をしています。申請地は草が生えていました。草を刈れば、耕作できると判断しました。問題ないと思います。

議 長

11番、12番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。6月18日に船木委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

11番については、高齢の父から子への所有権移転で、問題はないと思います。

12番も同じく、父から子への所有権移転で、全部で14筆、きれいに耕作されており、問題はありません。

議 長

13番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。6月18日に谷口委員、事務局職員2と現地調査を行いました。譲受人は古民家カフェをするため、古民家と、その前にある畑も一緒に取得し、新規就農でハーブや野菜を栽培するものです。現在、草刈りはしてあり、問題はありません。

議 長

14番、15番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。14番及び15番は、6月17日に山縣委員と事務局職員2名で現地調査を行いました。

14番は、譲渡人が遠方に居住しており、申請地近くに居住する譲受人に所有権移転し、新規就農でブドウやビワ、野菜等を栽培するものです。現地は野菜が耕作されていました。問題ないと思います。

15番は、譲受人が元々申請地を所有していましたが、譲受人の奥さんの実家が一時買い取られ、それを、また、譲受人が買い戻すというものです。申請地は色々機材や資材等が置いてあったため、撤去後に改めて再調査すると伝え、

再度確認に行ったところ撤去され、きれいに管理されていました。問題ないと思います。

議 長

16番、17番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。16番と17番は、先月6月19日児玉委員及び事務局2名で現地調査を行いました。

16番は、譲渡人は県外に居住しているため、申請地を近親者が取得し、耕作する案件です。異論ありません。

17番は、譲渡人が高齢で耕作困難となったため、申請地を申請地近くに移住した譲受人家族が自給生活を目指すものであり、異論ありません。

議 長

18番から20番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。18番から20番は、去る6月19日水曜日に奥田委員、事務局職員2名と現地確認しました。

18番は、譲受人の自宅前にある申請地を購入し、経営規模拡大をするもので、問題ありません。

19番の譲受人は水稻農家で、自宅横にある申請地を購入し、経営規模拡大をするものです。問題ありません。

20番は、譲渡人が相続した申請地を譲受人に所有権移転するもので、譲受人宅の前にある畑で、きれいに管理されていました。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、20件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件

を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の8ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を自宅用駐車場及び貸し駐車場として使用するものです。申請地は既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、高島委員。

高島委員

11番の高島です。1番は6月18日に事務局職員2名と現地調査を行っています。本案件は、申請者の駐車場2台分と貸駐車場8台分として利用されるものです。既に何年も前からそういう状況でした。上側に稲作をされている方がいますが、全く問題はなく、許可相当と思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について6件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の6件について、説明いたします。議案の9ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請地は農振農用地でありましたが、令和6年2月29日付けで農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する住宅と一緒に取得し、自宅用駐車場として利用しようとするものです。

3番は、雑種地への転用事案で、申請地近くで自動車の修理販売等を営む譲受人が、法人用駐車場として利用しようとするものです。

4番は、雑種地への転用事案で、金属加工業を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

5番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

6番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅を建築するものです。この案件は令和6年1月総会で転用許可を得た案件ですが、使用貸借権の設定から所有権移転に権利の種類を変更するため、再度許可申請されたものです。既に許可した転用計画に変更はありません。

これらの申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

2番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。1番について説明します。現地確認は、令和5年9月20日、農振除外申請の時に事務局職員2名と行いました。この度、5条許可申請されたので、改めて6月18日に現地を確認しました。申請地は保全管理されていました。太陽光発電設備の設置による周辺農地への影響もなく、この申請は問題ないと思います。

議 長

2 番、下谷委員。

下谷委員

9 番、下谷です。2 番は 6 月 18 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。駐車場にするもので、近隣農地への影響はなく、問題はありません。

議 長

3 番、沼田委員。

沼田委員

12 番、沼田です。3 番は 6 月 18 日に事務局職員 2 名と現地を確認しました。駐車場にすることによる周囲への影響はなく、問題ないと思います。

議 長

4 番、船木委員。

船木委員

14 番、船木です。4 番は 6 月 18 日に事務局職員 2 名と現地調査を行っています。申請地は現在休耕となっており、周りの農地も遊休地となっておりま
すので、資材置場、駐車場となっても問題ありません。

議 長

5 番、吉田委員。

吉田委員

17 番、吉田です。5 番は、先月 6 月 19 日に児玉委員及び事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

譲受人は高齢であり現在の住居では不便なため、申請地に利便性の良い住宅を建築するものです。異論はありません。

議 長

6 番、奥田委員。

奥田委員

18 番、奥田です。6 番は、昨年、令和 5 年 12 月 20 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。そして令和 6 年 1 月に本総会で転用許可され、今回は使用貸借権の設定を所有権移転に変えるため、再度申請されたもので問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、6件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、特定農地の貸付けの承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第4号、特定農地貸付けの承認申請について、説明いたします。議案の10ページをご覧ください。

令和6年5月2日付けで、特定農地貸付けの承認申請がありました。これは、特定農地貸付けにより申請者が市民菜園を開園するものであり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、特定農地貸付けを行おうとする者は、農業委員会の承認を求めることができることとされていることから、承認申請があったものです。

特定農地貸付けの定義は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の中で定められています。具体的には、1区画当たり10a未満の農地を5年以内の貸付期間で、相当数の者を対象に定型的な条件で貸し出し、利用者が営利を目的としない農作物の栽培を行うものをいいます。

承認にあたり審査を行う点は、4点あります。第1点が、申請地が適切な位置及び妥当な規模であること。第2点が、募集及び選考の方法が公平かつ適正であること。第3点が、適正かつ円滑な実施を確保する方法であること。第4点が、申請地が所有権以外の権原に基づいて耕作されていないこととなっております。

申請概要は、議案に記載しているとおりです。申請地は、5月2日付けで広島市との間で貸付協定が締結されており、令和6年8月1日に開園予定の市民菜園用地です。

第1点目、位置及び規模については、集団優良農地を分断することなく、利用者の数等からみて、適切であり、第2点目、募集及び選考の方法については、ホームページ等による一般公募とした上で、抽選により利用者を決定することとなっており、公平かつ適正であり、第3点目、申請者は申請地の所有権を有しており、貸付条件は違法不当でなく、適正かつ円滑な実施を確保する方法となっており、第4点目、申請地は所有権以外の権原に基づいて耕作されておらず、4つの要件を満たしています。以

上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、担当委員の意見を伺います。

1番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。去る6月19日に奥田委員、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地の周辺には3箇所の市民菜園があります。駐車場もあり、井戸も掘っており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、28件を上程します。審議に入りますが、議案番号の2番は〇〇委員、28番は△△委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定がありますので、初めに2番、28番を除く26件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち2番及び28番を除く26件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和6年6月20日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、令和5年4月1日改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の11ページから15ページをご覧ください。農用地利用集積計画

の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として2番を除く22件、継続分として利用権設定の終期が本年7月31日までとなっている計画の更新が28番を除く4件となっております。なお、新規分のうち議案番号4番を始め、番号に網掛けをしている8件は、中間管理事業の貸借契約の関連分です。

新規分について説明をいたします。

1番は、社会福祉法人が新規に解除条件付きで借り受けるものです。

3番は、新規に農地を借り受けるものですが、下限面積の特例基準である「営農計画書を提出」していること及び、「市のあつせんを伴わず利用権設定を希望する者」であることを安佐南区農林課に確認済みであり、1a以上の借入地であること、初回の利用権の設定は3年以内とする要件をすべて満たします。

4番、5番、7番から9番及び11番から13番は、経営規模拡大のため、地権者から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が借り受け、利用者に転貸するものです。

6番、16番、17番は“ひろしま活力農業”経営者育成研修第27期生の2人の研修生の実地研修のため、公益財団法人広島市農林水産振興センターが1年5か月間借り受けるものです。

10番、14番、15番、18番、19番、21番及び23番は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

20番、22番は、新規に就農するものです。

続いて28番を除く継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した26件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和6年7月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第5号の2番、28番を除く26件の説明を終わります。

議 長

議案第5号の議案番号2番、28番を除く26件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分4件については、引き続き営農活動が行われております。新規分の22件について、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。1番は7月4日に現地を確認しました。社会福祉法人が賃借され、利用者が農作業をされるものです。現地は草刈りがしてあり、野菜を栽培されていました。問題ないと思います。

議 長

3番から5番、浅元委員。

浅元委員

7 番の浅元です。3 番から 5 番は 6 月 29 日に現地確認を行いました。

3 番は、新規就農し、野菜を栽培するものです。

4 番、5 番は、農地中間管理機構を通して地元で野菜を栽培している法人が経営規模を拡大しようとするものです。

3 番から 5 番のいずれも適正に管理されており、特に問題はありません。

議 長

7 番から 13 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。7 番から 13 番は 6 月 25 日に現地を確認しています。

7 番から 9 番については、中間管理機構を通しての利用権設定です。現地はハウスが建っており、コマツナを栽培されていました。問題はないと思います。

10 番については、水稻を栽培されていました。問題はないと思います。

11 番から 13 番については、中間管理機構を通しての利用権設定で、ハウスで軟弱葉物野菜を栽培されていました。問題ないと思います。

議 長

6 番、14 番から 18 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。6 番及び 14 番から 18 番までの 6 件は、令和 6 年 7 月 1 日に現地調査を行っております。

6 番については、“ひろしま活力農業” 経営者育成研修の研修生の実地研修のため、振興センターが借り受けるものです。地権者は高齢で、以前は近隣の方が水稻を作っていましたが、借人も高齢になり、地権者へ返すこととなりました。振興センターが研修候補地を探しており、タイミング良く借り受けることができたというもので、問題はないと思います。

14 番は、“スローライフで夢づくり” 新規就農者育成研修の終了生が野菜等の有機栽培、また、無農薬で栽培をしており、規模拡大するものです。現地は既にサツマイモが植えてあり、適正に管理されていました。地権者は高齢で耕作出来ないということで、生田推進委員があっせんされた案件です。問題はありません。

15 番は借人が認定農業者で経営規模を拡大するもので、来年からブドウの栽培を行うということです。地域の活性化を図るため観光農園とするもので、現地はきれいに耕作され、適正に管理されていました。問題ないと思います。

16 番及び 17 番は、もう 1 人の活力生の実地研修のため、振興センターが借り受けるものです。16 番は水稻を栽培されていました、規模縮小したい

ので、借り手を探しており、タイミングが良かったものです。

17番は、毎年、世羅推進委員が草刈りを行っていた農地ですが、16番と合わせると、約7,700㎡となることから、世羅推進委員のあっせんにより、振興センターが借り受けることになったものです。近くには別の活力生が就農してコマツナ栽培をしており、お互いに頑張っていたらと思います。16番及び17番については問題ありません。

18番は、海外出身の認定農業者が、経営規模拡大のため借り受けて、露地でスイカ、トウモロコシ、コマツナの栽培を予定されています。借受け期間が3年なので、ハウスは建てないそうです。地権者は高齢で耕作出来ないことから、貸し付けるものです。申請地は適正に管理されています。この認定農業者の方には、遊休農地の解消に、幅広く努めていただいています。問題ありません。

議 長

19番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。19番につきましては、経営規模拡大のために利用権を設定するもので、現地はきれいに管理されており、問題はありません。

議 長

20番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。7月5日に現地調査を行いました。現地は花木団地にあり、既に花木を栽培されています。草刈り機など農業機械が搬入されました。問題ないと思います。

議 長

21番から23番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。21から23番の3件は、去る6月24日申請地の管理状況などを確認しました。

21番と22番の3筆は、基盤整備された農地で水稻が栽培されていました。

23番は、狭小農地2筆で、既に露地野菜が栽培されており、管理状況も特に問題ありませんでした。

3件とも借り受ける方の経営状況など問題なく、広島市の農用地利用集積計画に沿うものであり、問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。
はい、どうぞ。

佐藤委員

すみません。ちょっと確認したいのですが、15番ですが、己斐委員の説明では、ブドウと言われていましたが、議案の利用目的では野菜になっています。

己斐委員

ブドウは来年からです。今年は野菜を栽培します。せっかく草刈りをして管理しているので、野菜を作るということです。

議 長

その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第5号の議案番号2番、28番を除く26件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号2番の案件に入ります。

〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の2番について説明いたします。議案の11ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和6年7月31日

に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案番号2番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。
2番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。認定農業者の方が利用権により借り受けるものです。借人は2番の現地の近くで現在借り受けており、新しく1,455㎡を借り受けて野菜を栽培されるものです。地域の方も喜ばれるのではないかと思います。問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第5号の2番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。
〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第5号の議案番号2番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号28番の案件に入ります。△△委員は退席をお願いします。

(△△委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の28番について説明いたします。

議案の15ページをご覧ください。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年7月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案番号28番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第5号の28番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

△△委員の着席をお願いします。

（△△委員 着席）

議 長

△△委員、議案第5号の28番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、84件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農

業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の概要及び詳細については、別冊をご覧ください。

今回、1番から4番で上程している合計84筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。5月19日に石井推進委員と現地の調査を行いました。いずれも山林、原野であることを確認しました。

議 長

2番から4番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。2番、3番は5月24日に世羅推進委員と現地の調査を行いました。

続いて4番は、5月22日に下中推進委員と現地の調査を行いました。2番から4番いずれも、山林及び原野であったことを報告します。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第 6 号の 8 4 件を非農地と判断することについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第 1 号から第 4 号の専決処理について、9 1 件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

報告第 1 号から第 4 号までの専決処理について、説明します。

報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出、1 7 ページから 2 0 ページの 2 1 件、及び報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出、2 1 ページから 2 9 ページの 4 6 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 3 号、非農地証明申請、3 0 ページから 3 1 ページの 8 件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 3 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利取得届出、3 2 ページから 3 3 ページの 1 6 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 5 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第 1 号から第 4 号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第 1 号から第 4 号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程 5 の、農政に係る審議事項の議題に入ります。

令和 7 年度広島市農政に関する意見書について事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

令和 7 年度広島市農政に関する意見書について説明します。別紙一枚ものでお配りしている資料をご覧ください。

まず、1 として、昨年度提出した意見書項目と市の対応状況について、意見書に対する市長コメントをまとめたものです。

次に、2、今年度の意見書の考え方案をご覧ください。

これまで皆様からいただいた貴重なご意見を骨格案として、「持続可能な農業

の推進について」に集約しています。

これは、農業生産基盤の整備や地域主体の農地利活用支援事業の活用など農地の利活用に係るもの、生産資材価格高騰への対策、スマート農業技術導入など「担い手への支援に係るもの」、「その他」として地域運営組織「ひろしまLMO」との関わりに係るものなどが想定されます。

本日その他のご意見などありましたらお願いします。

なお、委員の方のご意見をより反映していけるよう、昨年と同様、意見書検討班として、会長、会長職務代理者、各地区協議会会長等の委員の方に本日総会終了後、残っていただき、意見書について話し合いの場を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で令和7年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

事務局から説明がありましたとおり、本日総会終了後に開催する意見書検討班において、詳細に検討していただきますので、関係委員の方はよろしくお願いいたします。

下谷委員

市の対応状況で、1の「スマート農業及び最新の植物生理に基づく栽培」の下欄に「ビニールハウスでの葉物野菜栽培における自動換気装置や自動袋詰機」とありますが、ここに花きを入れてもらったら良いと思いますが、花きは難しいですか。

事務局（梶川局長）

花ですか。

はい。分かりました。

下谷委員

お願いします。

議 長

その他ございませんか。

議 長

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局（山根主査）

続きまして、1 ページ資料 1 をご覧ください。令和 6 年度第 2 回地区協議会開催日程についてです。7 月 8 日から 26 日までの間に現地調査を予定しております。各地区の開催日時、集合場所、調査内容につきましては、表のとおりとなっていますので、御確認ください。

続きまして、2 ページ、資料 2 をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は 7 月 12 日金曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、12 日金曜日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16 日火曜日の午前が旧市、午後は安芸区、17 日水曜日の午前が安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18 日木曜日の午前が安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況や各委員のご都合により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、この度、広島市農業委員会が「全国農業新聞普及優秀農業委員会・団体等表彰」を受賞しましたので報告します。これは、農業委員・推進委員に全国農業新聞をご購読いただき、普及推進をしたことが認められたものです。今後もより一層の普及拡大をお願いします。以上で、その他の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：質問なし）

議 長

これで令和 6 年第 7 回総会を終了します。

次回の総会は、令和 6 年 8 月 5 日月曜日午後 1 時 30 分から、東区役所 5 階研修室で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

熱心なご審議お疲れ様でした。それでは、これで終わります。